

廃校後の跡地・施設の利活用にかかる検討の流れ（全体）

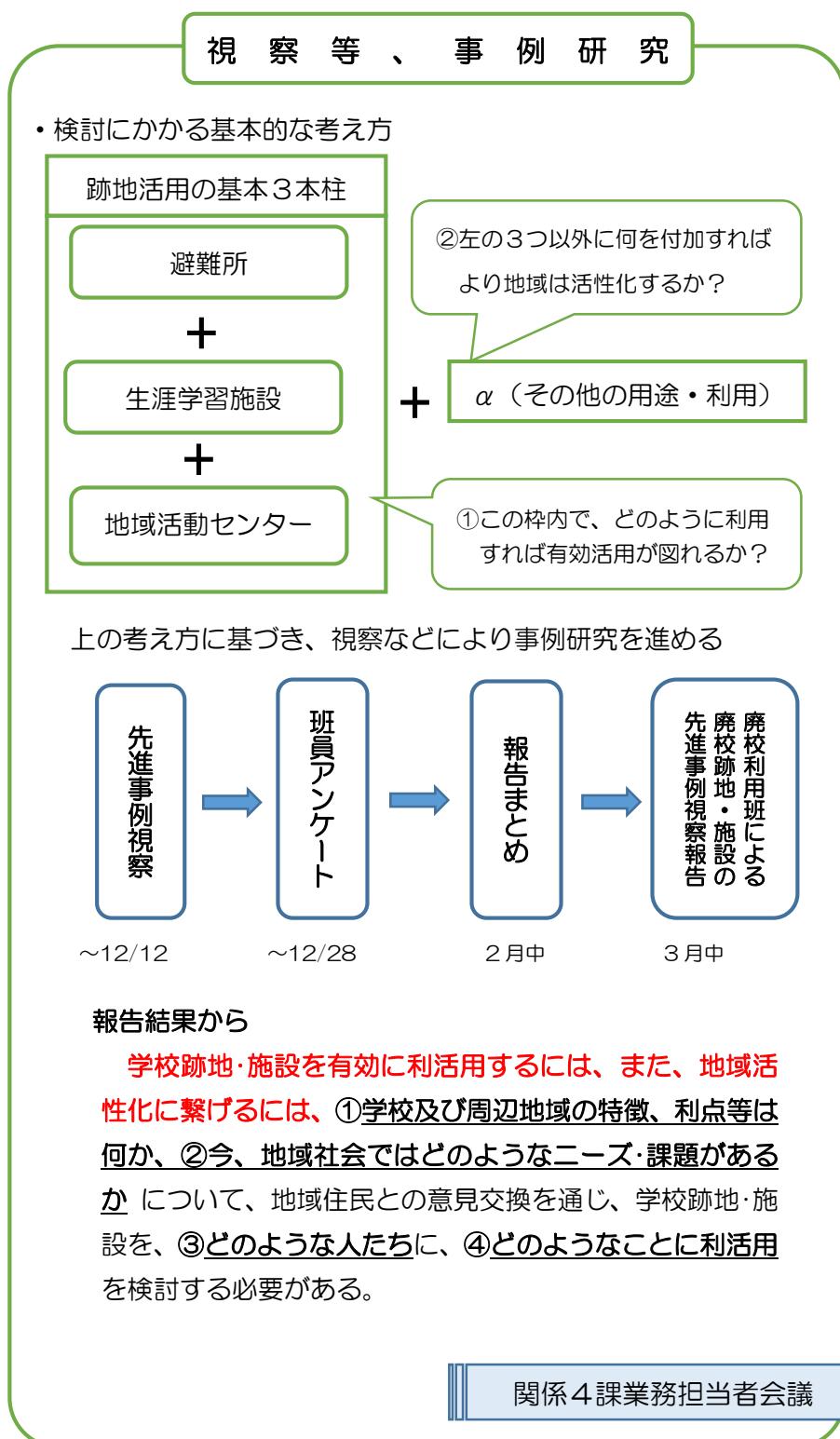
資料 1－2

平成 28 年度

視察等、事例研究

■ 観察等、事例研究を進めるに当たっての視点

「川島町立小学校規模適正化計画」ならびに「第5次総合振興計画・後期計画」に掲げられた諸施策に基づき、つぎの検討にかかる基本的な考え方を掲げて、観察を中心で研究を進める。



平成 29 年度

基本的な利活用の方向性の検討

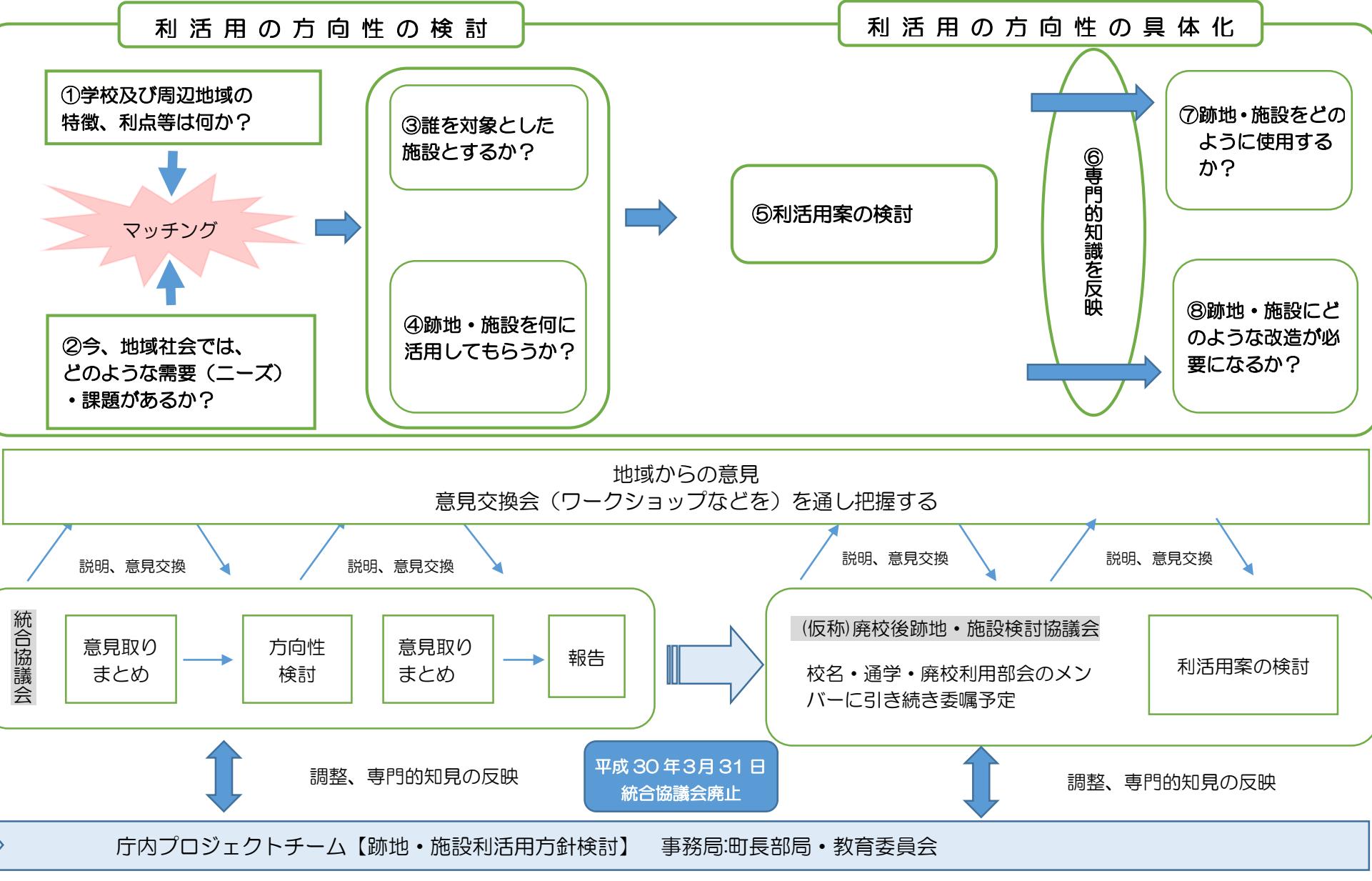
■ 利活用の方向性を検討するに当たっての視点

事例研究の結果を踏まえ、学校跡地・施設の基本的な利活用の方向性を検討し、利活用の方針を作成する。

検討には、統合協議会だけでなく、地域の意見を意見交換会などを通して把握し反映する必要があること、また、方針の実現性を担保するには府内各課との調整も必要なことから、町長部局、教育委員会、統合協議会が連携して進めることとする。

■ 小学校統合協議会が終了後の組織について

小学校統合協議会が終了後は、校名・通学・廃校利用部会を（仮称）廃校後跡地・施設検討協議会と名称を変更しH30年以降も引き続き跡地について検討する。



平成 30 年度

利活用の方向性の具体化(計画の作成)

■ 利活用の方向性を具体化するに当たっての視点

学校跡地・施設の利活用方針に基づき、方向性を具体化し、計画を作成する。これには全庁的な調整が必要なこと、また財政的な検討も必要なことから、町長部局が主体となって進めることとする。

方向性の具体化にあたっては、**学校跡地・施設を有効に利活用するため、利活用案を検討し、専門的知識を反映しながら、跡地・施設をどのように使用すればよいか**。あるいは、**跡地・施設にどのような改造が必要になるのか**という視点で進める。